

令和3年度 特別区民税・都民税(住民税)申告の手引き

ご申告の際には郵送をご利用ください。(申告期限：3月15日)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止・感染予防のため、郵送による申告書の提出をお願いします。

令和3年度から、医療費控除は領収書では受けられません。(前年度とは異なります。)

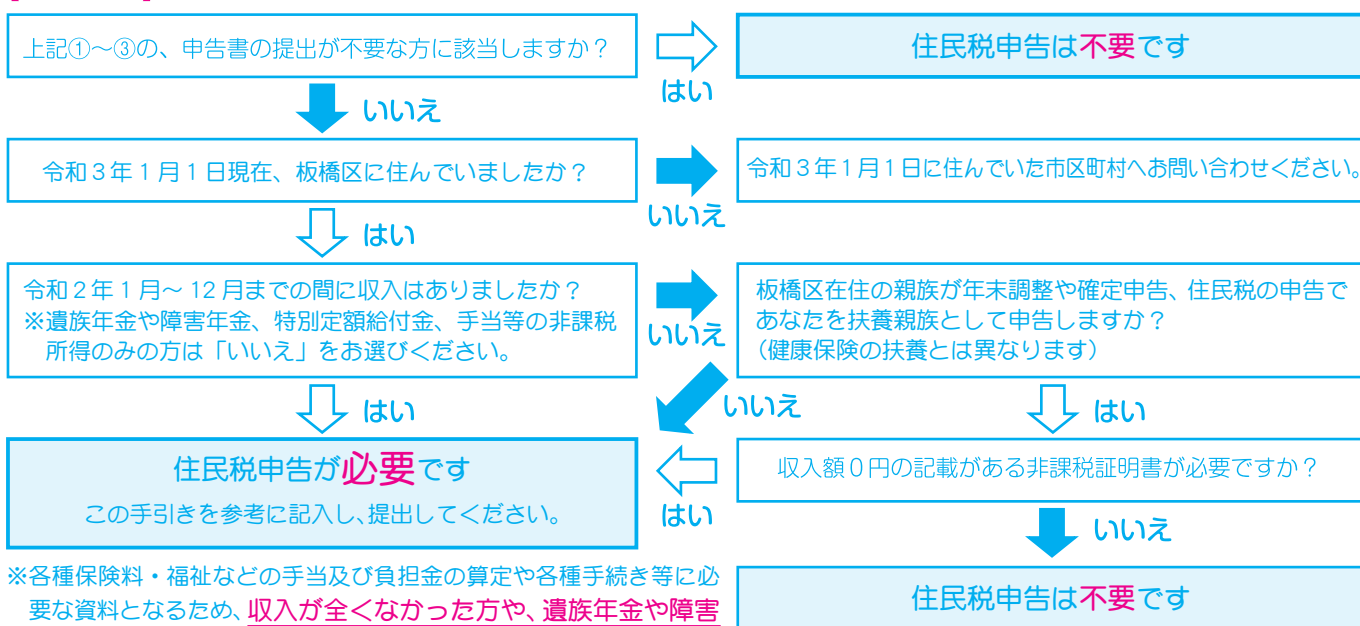
※医療費控除を受ける場合は、医療費の明細書、または医療保険者等の医療費通知書が必要となります。

申告書の提出が不要な方 (下記①～③のいずれかに該当する方)

- ①公的年金収入のみで、源泉徴収票の内容に、医療費控除や扶養控除など追加する控除がない方
 - ②給与収入のみで、勤務先から板橋区へ「年末調整済の給与支払報告書(源泉徴収票)」が提出されている方(医療費控除など、控除の追加が必要な場合は除く)
 - ③確定申告をされた方(または、される予定の方)
- ※上記以外でも場合によっては住民税申告が不要なこともあります。

住民税申告が必要か判断するためのフローチャート

【スタート】



※各種保険料・福祉などの手当及び負担金の算定や各種手続き等に必要となるため、**収入が全くなかった方や、遺族年金や障害年金など非課税所得のみの方も住民税申告が必要です。**

※新型コロナウイルス感染症等の影響に関連して国等から支給される助成金等にも非課税のものがあります。主なものとして「特別定額給付金」「学生支援緊急給付金」「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」等です。詳しくは国税庁のホームページなどをご参照ください。(「持続化給付金」「小学校休業等対応助成金・支援金」等は課税対象となります。)

【上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る特別区民税・都民税(住民税)の課税方法について】

住民税については、所得税と異なる課税方式を選択することができます。課税方式を選択する場合は、該当年度の申告期限(毎年3月15日(土日祝日の場合は翌平日))までに「特別区民税・都民税(住民税)特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書」をご提出ください。「特別区民税・都民税(住民税)特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書」は区ホームページから印刷していただくか、課税課までお問い合わせください。ただし、申告期限後であっても、納税通知書が送達される前までに提出された申告は有効です。(納税通知書がすでに送達されている場合は、申告は無効となります。)

所得税(国税)の確定申告について

次のような方は所得税の確定申告が必要です。(詳しいことは税務署におたずねください。 板橋税務署 電話 03-3962-4151)

- 営業等所得、農業所得、不動産所得、雑所得等がある方
(公的年金の収入の合計額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、税務署での確定申告は不要になりました。)
- 給与の年間収入額が2,000万円を超える方
- 給与所得以外の各種所得の金額の合計額が20万円を超える方
- 2か所以上から給与等の支払いを受けている方

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されない方は、申告が必要となります。

※所得税の確定申告をした方は、改めて住民税申告をする必要はありませんが、確定申告書第二表にある「住民税に関する事項」も忘れずにご記入ください。(例)16歳未満の扶養親族・同一生計配偶者がいる方、住民税で寄附金税額控除を受ける方など

住民税については、下記にお問い合わせください。

北館3階[12]窓口 板橋区役所 総務部 課税課
〒173-8501 東京都板橋区板橋2-66-1

電話 03-3579-2101
受付時間 午前8時30分～午後5時(土日祝休日を除く)